

県職員の男性の育児休業の取得促進について

国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針(令和元年12月27日)

内閣府:女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定

子どもが生まれた**全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得**できることを目指す(令和2年度～)

取得促進のための取組み

(1)管理職員による本人の意向に沿った取得計画の作成、取得中の業務運営の確保

- ①**合計1か月以上の休暇・休業の取得**を前提に、上司が対象職員に取得勧奨
- ②本人の意向に基づき、**上司が取得計画を作成。事前に業務分担の見直し**等の環境整備を行い、取得期間中の円滑な業務運営を確保

※「男の産休(配偶者出産休暇(2日)・育児参加休暇(5日))」、育児休業のほか、育児時間や年次休暇(時間給も可)等を幅広く対象

※原則、子の出生1年後までとし、出産後の女性の心身両面の負担を踏まえ、**「男の産休」取得可能期限(配偶者の出産後8週間経過する日)までに一定期間まとめた取得を推奨**

(2)人事評価への反映

・幹部職員・管理職員その他直属の上司等の取組み状況を**人事評価に反映**

富山県の対応方針(案)

国家公務員と同様の休暇・休業取得を目指す(令和2年度～)

取得促進のための取組み

○国家公務員と同様の「**男性職員による育児に伴う休暇・休業取得促進のための取組み**」を検討

合計10日は全国トップの制度

合計1か月以上の休暇・休業のイメージ

2週間

男性の育児に係る休暇(10日間)

〔妻の出産休暇(2日)
育児参加休暇(8日)〕

2週間

男性の育児休業(2週間以上)

合計1か月以上

出産後8週間までの取得を推奨

○国の令和元年12月27日付け通知(地方自治法に基づく技術的助言)に基づき、方針検討中
○県内市町村に対しても、国の通知により周知